○厚生労働省令第百四十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成二十

八年法律第四十七号)の一 部の施行に伴い、 並びに関係法令の規定に基づき、 及び関係法令を実施するため

部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

職業安定法施行規則等の

厚生労働大臣 塩崎 恭久

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令

(職業安定法施行規則の一部改正)

第一条 職業安定法施行規則 (昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第四条の三第三項中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第四条の四中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体又は職業紹介事業者」を加える。

第十一条中「公共職業安定所、」 の下に「特定地方公共団体及び」を加える。

第十七条の四の次に次の四条を加える。

(法第二十九条に関する事項)

第十七条の五 法第二十九条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、 次に掲げる事

項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 特定地方公共団体の名称
- 二 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
- 三 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
- 四 担当者の職名、氏名及び電話番号
- 五. 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関(以下「取次機関」

という。)を利用する場合における当該取次機関の名称、 住所及び事業内容

- 六 地方公務員法第三十八条の六第一項 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第五十条
- の二において準用する場合を含む。)に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる

措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨

七 法第二十九条第三項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種 の範囲等

2 特定地方公共団体は、 前項各号に掲げる事項 (特定地方公共団体が取次機関を利用しなくなつた場合

た年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

に

あつては、

同項第五号に掲げる事項を除く。)

に変更があつたときは、

遅滞なく、

その旨及び変更し

(法第二十九条の二に関する事項)

第十七条の六 法第二十九条の二の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、 次に掲げる事項

を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

無料の職業紹介事業を廃止した年月日

一 無料の職業紹介事業を廃止した理由

(法第二十九条の四に関する事項)

第十七条の七 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報 (職業紹介に係るものに

限る。 第二十四条の五第一項において同じ。)及び求職者の個 人情報の取扱いに関する事項とする。

2 法第二十九条の四の規定による明示は、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、 次

次項並びに第二十四 めあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項 のいずれかの方法により行わなければならない。 「条の五において「明示事項」という。) ただし、 職業紹介の実施について緊急の必要があるた をあらかじめこれらの方法以外の方法によ (以下この項及び

一書面の交付の方法

り明示したときは、この限りでない。

次項並びに第二十四条の五第三項において同じ。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続 事項を前号の方法により明示する場合において、 ことによる書面を作成することができるものに限る。)によることを書面被交付者が希望した場合に 係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に を行うべき者をいう。 した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面 電子情 報処 理 組織 以下この号において同じ。)の使用に係る電子計算機と、 (書面交付者 (明示事項を前号の方法により明示する場合において、 書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び (書面被交付者がファイルへの記録を出力する 書面被交付者 書面 岡の交付 (明示

おける当該方法

3 前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、 書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

(法第二十九条の五に関する事項)

第十七条の八 法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、 求人又は求職に関する情報のうち、 求

人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの (当該求職 者の

法第四条第十項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供

する情報として適切でないと認められるものを除く。)とする。

2 法第二十九条の五の厚生労働省令で定める方法は、 書面の提出による提供とする。

3 公共職業安定所は、 特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができない

おそれがあると認めるときは、 当該特定地方公共団体に対し、法第二十九条の五の規定による情報の提

供を停止することができる。

第十八条第二項中「法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関 以

下「取次機関」という。)」を「取次機関」に改める。

七条の七第二項各号に掲げる」に、 いう。)」を「当該明示事項」 第二十四条の五第一項中「(職業紹介に係るものに限る。)」を削り、同条第二項中「次の」を「第十 に改め、 「当該明示すべき事項 同項各号を削り、 同条第三項中「前項第二号」を「第十七条の七 (以下この項及び次項において 「明示 事項」と

第二十五条の二第六項中 (職業紹介に係るものに限る。)」 を削る。

第二項第二号」に改める。

第二十五条の四を削る。

第二十六条(見出しを含む。)中「第三十三条の七」を「第三十三条の六」に改める。

事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは」に改める。 第三十三条中「、労働者の募集又は」を「を行う者(法第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介

項」を「及び法第三十三条の三第二項」に改め、同項第七号中「第三十三条の二第一項の無料の職業紹介 事業に係る」を「法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る」に、 第三十七条第一項第二号、第三号及び第四号中「、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二 「、第三十三条の二第一項

」を「、同項」に改める。

を「又は法第三十三条の三第二項」に改め、 第三十八条中第二項を第三項とし、 第一項中 同項を同条第二項とし、 「、法第三十三条の三第二項又は法第三十三条の四第二項 同項の前に次の一項を加える。

管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。 類のうち、 を経由して提出するものとする。 生労働大臣に提出する書類は、 法第二十九条第二項の規定並びに第十七条の五第一項及び第二項並びに第十七条の六の規定により厚 同条第一項第一号に規定する事項以外の事項に係るものについては、 特定地方公共団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局 ただし、 第十七条の五第二項の規定により厚生労働大臣に提出する書 当該事業所の所在地を 長

様式第一号の三を削る。

様式第二号(表面)中「岜方公共団体無料職業紹介事業計画書」を削る。

業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」」や「及び「無料職業紹介事業計画書」」 料職業紹介事業計画書」」や「及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」」以、 様式第二号 (裏面) 「無料職業紹介事 に改

め、 項及び第33条の3第2項」に改め、 紹介事業計画書」の文字を抹消するこ 場合には、 記載要領4中 「④地方公共団体が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする 表題中「有料職業紹介事業計画書」、 「法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項」や「同法第33条第4 同記載要領6中 と。」を削り、 「無料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業 「4欄」 同記載要領3中「・塔方公井四谷浦萃」を削り、 を「5 鸉」 に改める。 同

様式第三号 (裏面) 記載要領7中 「第4号」を「第3号」に改める。

様式第五号「取扱業務の範囲」を「取扱職種の範囲等」に改める。

第2項において準用する法第 32 条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。」や証や。 や「特別の法人」に改め、「・第33条の4第2項において準用する」及じ「9. 職業安定法第33条の4 3まで中「特別の法人・地方公共団体」を「特別の法人」に、 様式第六号 (第三面) 記載要領1中「浦类医方
が
井団

存浦类」を「浦类」に改め、 「無料・地方公共団体無料」を 「特別の法人・地方公共団体」 同記載要領1から 「浦类」に

改める。

める。 様式第六号の二中「 第33条の3第2項及び第33条の4第2項」や「及び第33条の3第2項」 に改

削る。 職業安定法第33条の4第2項において準用する同法第32条の8第1項の規定により届出をします。」や のとおり特別の法人無料職業紹介事業」に改め、 第1項」 様式第七号(表面)中「岜方公井団体無料職業紹介事業廃止届出書」を削り、 「職業安定法第 32条の8第1項」以、 _ 4 $\bar{\omega}$ 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、 下記のとおり無料職業紹介事業」を 「職業安定法 32 祭の祭 는 맹

出する場合には、 」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」」や「及び「無料職業紹介事業廃止届出書」」以、 から4」や「並びに2及び3」以、「、3及び4」や「及び3」以、「、「無料職業紹介事業廃止届出書 体無料職業紹介事業廃止届出書」」や「及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」」以、「及び2 「及び1、2及び4」や「並びに1及び2」に改め、「④地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書を提 様式第七号 (裏面) 表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」、 記載 要 題 1 中「、「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団 「無料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別

の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び1、2及び3を抹消すること。」 を削る。

様式第八号の三を削る。

様式第九号 (裏面) 中「、 労働者の募集又は」や「を行う者 徭 29 条第1項の規定により無料の職業

紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは」以凶るの。

(雇用対策法施行規則の一部改正)

第二条 雇用対策法施行規則 (昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の二条を加える。

(要請等)

第十三条の二 地方公共団体の長は、法第三十二条第一項の要請(以下この条及び次条において「措置要

請」という。)をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるも

のとする。

2 措置要請を行つた地方公共団体の長 (第四項において「要請地方公共団体の長」という。) は、法第

三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公

共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると

認めるときは、 厚生労働大臣に対し、 当該措置要請について、 自ら同条第一項から第三項までの権限を

行うよう求めることができる。

3 前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、 当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第

三項までの権限を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定する

に当たつては、 措置要請の内容に応じ、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を

聴いて選定するものとする。

一学識経験者

一措置要請に関係する地方公共団体

その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

(協定の締結等)

第十三条の三 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所

講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑 長が必要な措置を講ずること等により、 (次項において「管轄公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、 国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団 かつ効果的に実施されるようにするための協定 当該都道府県労働局 (以 下 体の

雇

用対策協定」という。

を締結することができる。

2 反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。 の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、 る措置要請があつたときは、 都道府県労働局長は、 雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、 当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請 雇用対策協定の内容に係 当該業務に

3 者により構成される協議会を組織することができる。 及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、 雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議 都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係

一項」を「第三十四条第二項」に改める。 第十四条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条第

第十五条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、 同項第四号中 「第三十四条」

を「第三十五条」に改め、 項」に改め、 同号を同項第四号とし、 同号を同項第五号とし、 同項第二号中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、 同項第三号中「第三十三条第一項」を「第三十四条第 同号を同

項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

第十五条第二項中 「前項」の下に「(第二号に係る部分を除く。)」を加え、 「第三十二条、第三十三

条第一項並びに第三十四条」を「第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条」に改め、同条に次の

一項を加える。

3 第十三条の二第四項第三号に規定する厚生労働大臣の権限は、 都道府県労働局長に委任する。ただし

「厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則第九条を削る。

様式第四号(表面)中「第15米飋琛」を「第14米飋琛」に改める。

様式第四号 (裏面) 中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改める。

(児童扶養手当法施行規則の一部改正)

第三条 児童扶養手当法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第五十一号) の一部を次のように改正する。

第三条の四第 項第一号口(1)中 「機関」 の 下 に 特定地方公共団体 (職業安定法 (昭和二十二年法律

第百四十一号) 第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。 第二十四条の五第一項において同じ。

を加え、 「職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号) 第四条第七項」 を「同法第四条第八項」に

改める。

第二十四条の五第一項中 「機関」の下に「、 特定地方公共団体」を加える。

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第四条 雇用保険法施行規則 (昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項第三号中「又は職業紹介事業者」を「又は職業紹介事業者等」に改め、「に規定する

の下に「特定地方公共団体及び同条第八項に規定する」を加え、同条第二項第一号中「職業紹介事業者

を「職業紹介事業者等」に改める。

第百十条第二項第一号イ及び第七項第一号イ、第百十条の三第一項第一号、第百十二条第二項第一号ハ

第二号ハ及び第三号イ(3並びに第百十八条の三第二項第一号イ、 第四項第一号イ及び第九項第一号中

職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

」を「同号イの職場適応訓練受講求職者を除き、」に、「3の」を「2の」に、「を除く。)を」を「に 平成二十六年三月三十一日までの間に当該被災地求職者を雇い入れる事業主又は平成二十三年三月十一日 限る。)を」に、 被災地求職者」という。)(次の」を「第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除き、」に た市 イ1及び(2を次のように改める。 から平成二十七年三月三十一日までの間に当該被災離職者を雇い入れる事業主に限る。)」を削り、 した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。 特定被災区域」 附則第十五条の五第二項第一号イ柱書き中 「を除く。)又は」を「に限る。)又は」に、「以下このイにおいて「被災離職者」という。) (次の 町村の区域であつて、 の 下 に 「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改め、「(平成二十三年三月十一日から 「(東日本大震災に際し災害救助法 東京都に属するものを除く。以下同じ。)」を加え、 「東日本大震災」の下に「(平成二十三年三月十一日に発生 (昭和二十二年法律第百十八号) 「以下このイにおいて「 以下同じ。)」を、 が適用され 同号

(1) \Diamond 区域をその区域に含む市町村に居住していた者 第九十八号)第三条第一 \mathcal{O} 東日本大震災の発生時に、 避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律 項の規定により同項第一号から第三号までに掲げる指示の対象となつた 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するた (平成二十三年法律

(2)り当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難しているもの の対象となつた区域又は場所に東日本大震災の発生時に居住していた者であつて、 力発電所の事故に関して市町村長が行つた当該事故に係る住民に対する避難 (1に規定する者のほか、 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子 の勧奨その 当該行為によ 他 心の行為

附則第十五条の五第二項第一号イ(3を削る。

附則第十七条の二の三第二項第一号イ及び第二号イ並びに第十七条の四の四第一項第一号中「職業紹介

事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

遺元事業主」
以、 様式第十四号 (第一面) 「公的機関等による職業相談」や「公的機関等による職業相談、 廿「民間職業紹介機関」や「職業紹介事業者」以、 「労働者派遣機関」 職業紹介」に、 を「派

紹介事業者紹介」や「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」以改める。

| 無米||」に改める。

様式第二十四号(第一面)を次のように改める。

様式第二十九号(第一面)中「又は職業紹介事業者」を「、地方公共団体又は職業紹介事業者」に、

職業紹介事業者の名称」や「地方公共団体又は職業紹介事業者の名称」以凶める

様式第二十九号(第二面)注意9中「職業紹介事業者から」を「地方公共団体又は職業紹介事業者から

「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、」や

「その職業紹介事業者」や「その地方公共団体又は職業紹介事業者」以おる、

「なお、」の下に「

加える。

様式第三十三号の二の中(第一面)中「職業紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹

介」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正)

第五条 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成

様式第二十二号の三の改正規定を次のように改める。

一十八年厚生労働省令第百三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二十二号の三を次のように改める。

€----

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則 (平成十三年厚生労働省令第一号) の一部を次のように改正する。

第七百八十八条の六第二号中「労働者派遣事業の」 の下に「通知、」 を加える。

(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則)

第七条 青少年の 雇用の促進等に関する法律施行規則 (平成二十七年厚生労働省令第百五十五号) の 一 部を

次のように改正する。

第七条第二項第一号中「公共職業安定所」 の下に「、特定地方公共団体 (職業安定法第四条第七項に規

定する特定地方公共団体をいう。第九条第一号において同じ。)」を加え、 「職業安定法第四条第七項」

を「同法第四条第八項」に、「第九条第一号イ」を「第九条第一号」に改める。

第九条第一項第一号イ及びロ中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。

(職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され、 又は交付されている第一条の規定による改正前の職業安定法施

行規則の様式 (次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、 同条の規定による改正

後の職業安定法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、 これを取り繕って使用すること

ができる。

(雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に締結された第二条の規定による改正前の雇用対策法施行規則 (次項及び第

三項において「旧規則」という。)附則第九条第一項の規定による協定については、この省令の施行の日

(次項において「施行日」という。)に、第二条の規定による改正後の雇用対策法施行規則 (第三項にお

いて「新規則」という。)第十三条の三第一項の規定により締結されたものとみなす。

2 施行日前にされた旧規則附則第九条第二項の規定による指示については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に提出され、 又は交付されている旧規則の様式(次項において「旧様式」という

により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、これを取り繕って使用すること

ができる。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第四条の規定による改正前の雇用保険法施

行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正

後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、これを取り繕って使用すること

ができる。